

一九八七年出土の木簡

概要

本号には、昨年度研究集会で一九八七年木簡出土遺跡として報告されたものと、その後八七年度末までに新たに木簡を出土したことが知られた遺跡など、四七遺跡について、その概要と主要な木簡の訳文・内容を紹介することができた。本年度に限らず、毎年発掘調査などで多忙な中、貴重な報告を寄せられる関係機関及び発掘調査担当者・報告執筆者の方々に厚く御礼を申し上げるとともに、今後とも変わらぬご協力を願いする次第である。

本号に収載した木簡出土遺跡及び出土木簡の点数等については別表の通りである。木簡を出土した四七遺跡のうち古代の木簡を出土した遺跡は二八遺跡で過半を占めるが、時代的には古代から近世にまで及び、地域的には全国各地の、また多種多様な性格をもつ遺跡から木簡が出土している点は、本年も例年と同様である。しかしこのうち一一遺跡は一九八六年以前に木簡を出土していた遺跡であり、本年度に木簡を出土した遺跡は厳密には三六遺跡である。従ってこ

こ数年増え続ける傾向にあつた年度毎の木簡出土遺跡の数は、本年度は若干減ったことになる。しかし本年度木簡出土遺跡のうち、本年初めて木簡を出土した遺跡が一九遺跡を数えることからすると、木簡出土遺跡数と出土木簡の点数は今後とも増えこそそれ減少することはないと見られる。

本年度出土の木簡を概観して、最も注目を惹くのは、一つは平城京跡から出土した「長屋皇宮」関係の木簡であり、いま一つは東大寺大仏殿西回廊隣接地から出土した木簡である。このうち後者の東大寺大仏殿西回廊隣接地から出土した東大寺大仏造営に関連するとみられる木簡については、一九八八年度研究集会で報告され、次号に掲載の予定である。

さて、「長屋皇宮」関係の木簡については、そこに記された内容は勿論のこと、木簡が出土した地点やその状況などにも注目すべき点が多く、ここでその全てについて概観する余裕はないので、二、三気付いた点に限って述べることとした。

まず平城京跡の宅地内の井戸跡から二二八点の木簡が、一括して出土した点が重要であろう。平城京跡では、これまでにも条坊制下

木簡出土遺跡一覧

| 遺跡名 | 所在地 | 点数 | 木簡の年代 | 遺跡の性格 |
|-----------------------------|----------------|--------|-------|----------|
| 平城宮・京跡 | | | 古代 | 宮殿・官衙・都城 |
| 平城宮 朱雀門東地区 | 奈良県奈良市 | 36 | | |
| 平城京 左京二条二坊 十四坪 | " | 1 | | |
| 左京三条二坊 | " | 357 | | |
| ※ 興福寺勅使坊門跡下層 | " | 2 | " | 寺院 |
| 藤原宮・京跡 | | | " | 宮殿・官衙・都城 |
| 藤原宮 東方官衙・内 裏東外郭地区 | 奈良県橿原市 | 35 | | |
| 藤原京 左京六条三坊 西北坪 | " | 1 | | |
| 左京九条三坊 西北坪 | 奈良県明日香村 | 2 | | |
| 紀寺跡 | " | 14 | " | 寺院 |
| 長岡宮・京跡 | | | " | 宮殿・官衙・都城 |
| ○ 長岡宮跡 東辺官衙 北辺官衙 (北部) | 京都府向日市 | 4 | | |
| 長岡京跡 左京四条二 坊八町 | " | 2 | | |
| 鳥羽離宮跡 | 京都市伏見区 | 23 | " | 離宮 |
| ※ 千代川遺跡 | 京都府亀岡市 | 1 | " | 官衙・集落 |
| ※○矢谷遺跡 | 京都府夜久野町 | 2 | 中世 | 不明 |
| 大坂城跡(1) | 大阪市東区 | 37 | 近世 | 城郭・都市 |
| 大坂城跡(2) | " | 約3,000 | " | 都市 |
| ※ 梶原南遺跡 | 大阪府高槻市 | 1 | 古代 | 集落 |
| ※ 宅原遺跡(豊浦地区) | 神戸市北区 | 1 | 中世 | " |
| ※ 長田神社境内遺跡 | 神戸市長田区 | 1 | " | " |
| ※○書写坂本城跡 | 兵庫県姫路市 | 6 | " | 城郭・集落 |
| ※ 砂入遺跡 | 兵庫県出石町 | 2 | 古代 | 河川跡 |
| ※ 杉垣内遺跡 | 三重県松阪市 | 1 | " | 集落 |
| 清洲城下町遺跡 | 愛知県清洲町 | 9 | 近世 | 城郭・都市 |
| ※ 岩倉城遺跡 | 愛知県岩倉市 | 2 | " | 城郭 |
| ※ 勝川遺跡 | 愛知県勝川町・長 塚町 | 1 | 古代 | 河川跡 |
| ※○刈安賀遺跡 | 愛知県一宮市 | 1 | 近世 | 集落 |
| ※○山中遺跡 | " | 1 | 中世 | " |
| ※ 小町1丁目107番地点遺 跡 | 神奈川県鎌倉市 | 4 | " | 都市 |
| ※ 宮町遺跡 | 滋賀県信楽町 | 9 | 古代 | 集落 |
| ※ 川田川原田遺跡 | 滋賀県守山市 | 1 | " | " |
| 光相寺遺跡 | 滋賀県中主町 | 4 | " | " |
| ※ 妙楽寺遺跡 | 滋賀県彦根市 | 9 | 中世 | " |
| ※ 釜削遺跡 | 長野県飯山市 | 1 | " | " |
| ※ 南古館遺跡 | 福島県長沼町 | 6 | " | 城郭 |

| | | | |
|----------|---------|----|----------|
| ※ 大橋遺跡 | 山形県遊佐町 | 7 | 城郭・居館 |
| ※ 手取清水遺跡 | 秋田県横手市 | 6 | 居館落 |
| ※ 角谷遺跡 | 福井県三方町 | 1 | 集 " |
| ※○横江荘遺跡 | 石川県松任市 | 3 | 園落 |
| ※ 白坏遺跡 | 島根県大田市 | 25 | 莊集 " |
| 草戸千軒町遺跡 | 広島県福山市 | 7 | 水田・集落 |
| ※○延行条里遺跡 | 山口県下関市 | 3 | 寺院院落 |
| 長門国分寺跡 | " | 1 | 寺集 |
| ※○安養寺遺跡 | " | 1 | 寺院あるいは居館 |
| ○金光寺跡推定地 | 福岡県太宰府市 | 8 | 都市 |
| ※○博多遺跡群 | 福岡市博多区 | 1 | 官衙・集落 |
| 吉野ヶ里遺跡群 | 佐賀県神埼町 | 8 | 城郭・居館 |
| ※○本告牟田遺跡 | " | 2 | |

※は木簡新出遺跡

○は1986年以前出土遺跡

の宅地の中から木簡が出土することもなかつたわけではないが、その点数はきわめて少なく、むしろその周囲を画する条坊道路の側溝や堀河などから出土したものが平城京跡出土木簡の中の一つの遺構から出土したことは、平城京内に居住していた貴族達の家では種々の用途で多様な木簡を使用していたことを示しており、今後平城京跡の他の地点における発掘調査でもかなりの点数にのぼる木簡の出土が期待できることを示唆している。また、報告にもある通り、その出土の状況や共伴の遺物からこれらの木簡は一括資料と考えられ、しかも養老元年頃のものであることは、木簡とともに出土した土器を始めとする遺物に一つの年代観を与える点で注目される。

次に木簡に記された内容についてみると、まず平城京へ遷都して間もない頃の、律令国家の頂点に近い地位にあつた貴族(皇親)の家の内部を垣間見させてくれる点が重要であろう。これまで貴族の家について、『正倉院文書』中に存在する写経をめぐる貴族の家の活動を示す文書や貴族の家が発給した平安時代の種々の文書などによつて、主に研究が進められてきたが、それは内容的には殆ど写経活動や所領に關係することに限られ、またそれらの文書は各貴族の家から外部の官司や機関に充てて出された文書であることなどから、個々の貴族の家の内部の様子について詳細に知ることができるほど具体的で、かつ量的にも十分な史料とは言えなかつた。それに対し

て、今回出土した木簡は、「長屋宮」の外部ではあるが、それと密接につながる封戸から送られてきた封物などに付けられていた荷札と考えられるものや、「長屋宮」での活動にともない「宮」の内部を物とともに移動し捨てられたと考えられる木簡があることなどから、貴族の家の内部の実態を示してくれるものと考えられる。それは、「長屋宮」をめぐる経済的な活動だけではなく、帳内のよう律令に規定された制度によって貴族に支給された人的給付以外に、「少子」のような、あるいは私的な関係に基づくかと考えられる人達の存在と、その「宮」中での日常的な活動をも明かにしてくれるものと期待される。

さらに、「長屋宮」関係木簡は、律令国家の公式の歴史書である『続日本紀』に描かれた律令国家の側からする長屋王像を検討する素材ともなり、また『続日本紀』を相対化して、批判的に捉える上でも重要な拠り所を与えるものとなるであろう。例えば、長屋王は律令制の建前ではあくまで「王」に過ぎないのであるが、今回出土した木簡では長屋王は「王」ではなく「皇」であり、またその居宅は「宮」と表記されている。木簡に見られる「皇」や「宮」の表記が公的に通用していたものであったのか、あるいは「長屋宮」内部もしくは封戸等を含めたその周辺での私的な使用に留まっていたのかは、当時の政界において長屋王が微妙な地位にあったことなどを考え合せると、単なる表記の問題にとどまらず、從来の木簡の研究

究に欠けていた政治史的な分析を可能にするものではないかと考えられる。

なお「長屋宮」と見られる大規模な宅地からの木簡の出土は、本号で報告した以後にもあり、詳細は今後の調査研究を待たねばならないが、三万点にも及ぶ可能性があるとのことである。これらの膨大な量の新たな木簡の出土によって「長屋宮」の内部の様子、ひいては奈良時代初期における最高級の貴族の生活の具体相が明らかとなり、政治史を始め古代史研究の各分野で大いなる研究の発展が望めるのではないかと期待される。

古代の木簡ではそのほかにも注目すべき木簡が出土している。滋賀県の宮町遺跡からは、天平一七年と思われる年紀を記す、王名を列記した歴名かと考えられる木簡が出土している。この木簡の出土によって宮町遺跡が紫香楽宮と関係の深い遺跡であることがいよいよ明らかとなつたと言えよう。また島根県の白坏遺跡からは奈良・平安時代の木簡が二五点まとまって出土した。その多くは人名や物品名を記した部分のみが残る断片であるが、その中では九九を記した木簡が出土している点が注目される。さらに、山口県の延行条里遺跡では、平安時代後期の定期的な土地調査において、現地で使用されたと推測される木簡も出土している。同時に構として検出された条里地割との関連も含めて、当該時代における土地所有・土地制度を考える重要な史料となろう。

中世の木簡は、例年のごとく、内容的には呪符・卒塔婆・祐經など宗教関係のものが大多数を占めている。宗教関係の木簡は中世人の日常的な精神生活を物語ってくれるが、例えば呪符の場合、その文面には端的にその内容を示す言葉は記されておらず、符籤や呪句・呪語によって象徴的に表現されているに過ぎない。従ってこれらの木簡を解読し、その背景にある中世の人々の精神生活を読み解いていくには、木簡とともに出土した発掘資料や関連する文献資料、あるいは民俗資料を丹念に検討し、かつ自在に使用することが必要となる。しかし現在のところ本会にはまだ民俗学や中世の宗教あるいは精神史を専攻される研究者の方々の入会は少なく、今後ともますますこのような木簡の報告事例が増加すると予想されるので、これらの方々にもぜひ入会をお願いしたいものである。

近世の木簡出土遺跡として、本号に掲載したのは、大坂城跡と苅安賀遺跡などの四遺跡であるが、いずれも近世の都市・城下町を考

える上で重要な木簡が出土している。大坂城跡では、二ヵ所から木簡が出土しているが、一ヵ所は豊臣時代の武家屋敷地であった地域からの出土であり、もう一ヵ所は江戸時代の大坂における商業活動の中心地であった船場の江戸初期の遺構から出土したものである。木簡の時代にわずかの開きがあるものの、いずれも魚に付せられた荷札である点が共通している。従って、報告にも指摘があるように、時代の経過によって魚に付せられた荷札の形態や墨書の内容を比較

することが可能である。しかしながら後者は木簡の出土した地域の性格や出土した木簡の点数及び内容等からみて、報告のように、この地における魚市場の存在を示唆するものであるのに対し、前者は魚を購入した側で捨てられたと考えられるものである。このように同じ物(魚)を対象として作られた荷札木簡が、その物を販売した所とそれを消費した所とで出土している点は、荷札木簡の機能と移動について考える上で重要な論点である。一方、苅安賀遺跡出土の木簡は、既に一九七二年に出土していたが、最近出土の情報を得、本号に収載することができたものである。この木簡は、報告にもあるように、清須城下町にあった桑名町及び長島町での六斎市の開催を告知する木簡である。さきに述べた大坂城跡出土の木簡も含めて近年近世における都市・城下町での経済活動を物語る多くの木簡が出土しており、近世の木簡を研究する上で今後重要な検討課題となつてくるものと考えられる。

なお、先にも触れたように、本号では一九八六年以前に木簡を出土した一一遺跡を収載することができた。しかし種々の事情から今回収録できなかつた出土例として、東大寺境内出土木簡のほか左の三件がある。

京都府木津川河川敷出土木簡

神奈川県居村遺跡出土木簡

茨城県堀ノ内遺跡出土木簡

また本誌に掲載漏れとなつてゐる木簡出土遺跡も数多くあるものと思われる。本会では、このような遺跡について今後とも可能な限り増補していくたいと考えてゐるので、関係者と会員各位のご協力ををお願いする次第である。

(橋本義則)

凡例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、原稿の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。
一、釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は「井」「井」「季」「駄」等についてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（八頁第1図参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。

木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

抹消した文字であるが字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

| 木簡学会役員 | |
|--------|-------|
| 会長 | 平野 邦雄 |
| 副会長 | 大庭 僥 |
| 委員 | 青木 和夫 |
| | 鬼頭 清明 |
| | 早川 庄八 |
| | 松下 正司 |
| 幹事 | 和田 萃 |
| | 田中 琢 |
| | 岩本 次郎 |
| | 笹山 晴生 |
| | 原 秀三郎 |
| | 八木 充 |
| | 佐藤 宗諱 |
| | 町田 章 |
| | 吉田 孝 |
| 監事 | 長山 泰孝 |
| | 加藤 優 |
| | 寺崎 保広 |
| | 村上 隆 |
| 幹事 | 綾村 宏 |
| | 館野 和己 |
| | 橋本 義則 |
| 幹事 | 吉川 真司 |